



熊本県公報

号外 第69号
令和2年(2020年)
12月14日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則…… (薬務衛生課) 1
 - 熊本県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…… (健康危機管理課) 2
 - 熊本県特定食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則… (//) 2

規 則

熊本県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第52号

熊本県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則
(熊本県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第1条 熊本県クリーニング業法施行細則(昭和32年熊本県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の3中「承継したい」を「承継した」に、「クリーニング所名称」を「クリーニング所の名称」に、「限る」を「限る。」に改め、同様式(備考)第3号を同様式(備考)第4号とし、同様式(備考)第2号(1)中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加え、同号(2)中「(相続、合併、分割)により」を削り、同号を同様式(備考)第3号とし、同様式(備考)第1号の次に次の1号を加える。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第2号様式の4中「若しくは車両番号」を「又は車両番号」に、「限る」を「限る。」に改め、同様式(備考)第3号を同様式(備考)第4号とし、同様式(備考)第2号(1)中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加え、同号(2)中「クリーニング所開設者」を「営業者(無店舗取次営業)」に改め、同号を同様式(備考)第3号とし、同様式(備考)第1号の次に次の1号を加える。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(熊本県旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 熊本県旅館業法施行細則(昭和34年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号ア中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第2号様式の2備考第4号(2)ア中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(理容師法施行細則の一部改正)

第3条 理容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式備考第3号(1)中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式備考第3号(1)中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(熊本県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第5条 熊本県公衆浴場法施行細則(昭和50年熊本県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の2備考を次のように改める。

備考 1 届出者欄の氏名(法人の場合は代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

2 添付書類

(1) 相続による届出にあっては、次に掲げる書類

ア 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(2) 法人の合併による届出にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

(3) 法人の分割による届出にあつては、分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

附 則

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の熊本県旅館業法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、同条の規定による改正後の熊本県旅館業法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第53号

熊本県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

熊本県食品衛生法施行細則（昭和27年熊本県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の3備考第1号(1)中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県食品衛生法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県特定食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第54号

熊本県特定食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県特定食品衛生条例施行規則（昭和50年熊本県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の2備考第1号(1)中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県特定食品衛生条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。